

別表（第5条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
求人情報発信支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 大手就職・転職情報サイトに求人情報等を掲載する経費 2 Aターン求職者等を対象に開催されるAターンフェア等合同企業説明会等に係る経費(ただし、社員の交通費および宿泊費等の経費は対象外とする。) 3 採用に関するホームページの新規作成又は改修を行う経費 4 採用に関する企業PR動画の制作やパンフレットの作成を行う経費 	1 / 2	30万円（年度につき、1回までの申請とする。）
インターンシップ支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる企業のインターンシップ参加のために大学生等が要した経費のうち、交通費および宿泊費で当該企業が実際に負担した費用で次に掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通費 大学生等が県外の居住地からインターンシップを行う事業所等を往復するために必要な公的交通機関の使用に要した実費で領収書で証明できるもの（ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。) (2) 宿泊費 インターンシップ実施期間（実施日の前後を含む。）において、インターンシップ実施先に滞在するために要した実費で領収書で証明できるもの。ただし、食事代を含む場合は、当該費用を除く。 	1 / 2	大学生等1人につき3万円（年度につき2人（同一人物でないこと）までの申請とする。）